

令和8年度 排出・減量化・リサイクルフロー

廃棄物の種類	再利用の方法・保管方法	運搬の方法 ※収集運搬業者名 など	処理の方法 ※中間処理、リサイクル、 最終処分業者名など
下記の資源物に 該当しない可燃物			
段ボール			
新聞紙・チラシ			
雑誌・カタログ類			
コピー紙・OA用紙・ 事務用紙			
紙製容器包装物			
封筒類			
その他の紙類			
機密文書類 ↓			
シュレッダー物			
生ごみ(厨芥類)			
剪定枝葉くず・ 草木類のごみ			
ペットボトル (注)			
プラスチック製 包装容器 (注)			
その他(びん) (注)			
その他(缶類) (注)			
その他(ガラス、陶磁器) (注)			

一般廃棄物

外産
あり
廃棄物
(注) 参照
一部例

注 事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他(びん、缶類、ガラス、陶磁器)は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。